

收 集 場 所 申 請 書

作業長

決 裁	課 長	参事兼室長	係

《処理欄》

- ①許可 (/)
②連絡 (/)
③地図 (/)

受付年月日	年 月 日	受付者
廃棄物の収集場所について、次のとおり申請します。		
焼津市環境衛生自治推進協会	支 部 長承諾署名 第 町内会長承諾署名	(印) (印)
1. 申 請 者	自 治 会 名	自 治 会 第 町 内 会 第 組
	申請者職氏名	住 所 役 職 氏 名 昼間連絡先 □
2. 集積所種類	可燃物（容器包装プラ）集積所 • 資源物集積所	
3. 申請内容	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex-grow: 1; margin-right: 20px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 月 日 () より収集場所の </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 新 設 移 設 廢 止 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 形 状 変 更 そ の 他 </div> </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">をしたい。</div> </div>	
4. 申請理由	<p>案内図等は別紙のとおり ※工作物の新設・改造は設計図を添付して下さい。</p>	
5. 備 考		

ゼンリン地図：焼・大 ページ 一

※この欄は記入しないで下さい。 市 記 入 欄	現地調査日	月 日	申請者への連絡日	月 日
	現地調査員	氏 名		
	調査結果	許 可 ・ 不許可	理 由	
		調査員は申請を受理したら 7 日以内に調査すること。		

- 注意) 1. 工作物を新設・改造する場合は、作る前に必ず許可を受けてください。
2. 申請は事前協議を経て、原則として2週間前までにお願いします。
3. 審査を経て許可後に収集開始となります。
4. 申請にあたっては、「ごみ集積所申請の手引き」をご覧ください。